

島根県農林水産基本計画〔農業〕の概要

将来にわたって持続可能な農業・農村の実現

収益性の向上による農業産出額の100億円増

農業集落における担い手不在の解消

1. ひとづくり

【新規自営就農者の確保】

○将来担い手になろうとする意欲ある新規就農者を倍増させます。
(30人→60人/年)

- ▶ 農業法人と協力して「雇用→独立(自営)」という就農ルートを確立させます
- ▶ 農林大学校に就農準備コースを設けるなど、自ら農業経営を志す人のニーズに応えます



就農相談会の状況

【中核的担い手の育成】

○販売額1,000万円を達成するような中核的な担い手を増やします。
(600経営体→1,000経営体)

- ▶ 現在の経営規模にかかわらず、安定的な農業経営を目指す農業者への支援を強化します
- ▶ スマート農業の普及や労力補完の仕組みづくりにより、経営拡大に不可欠な労働力確保を後押しします



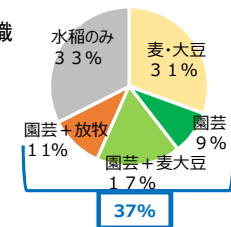
スマート農業の一例(ドローン)

【集落営農の経営改善】

○集落営農の法人化、経営多角化により組織継続の基盤を強化します。
(高収益作物販売額 2.5億円→20億円/年)

- ▶ 水田園芸が円滑に拡大できるよう、必要な人材の確保や排水対策(基盤整備)を進めます
- ▶ 組織化、法人化、広域連携などの取組によりスピーディーに実現するよう、推進方策を見直します

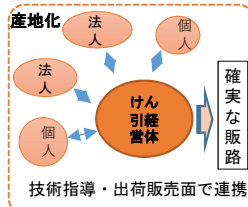
■経営多角化の取組内容 (H29)



【地域をけん引する経営体の増加】

○地域の農業者をけん引し、産地化を共に進める企業の農業参入を促します。
(地域けん引経営体 毎年1以上誘致)

- ▶ 県として推進する企業の農業参入は「地域の農業(農業者)のためになるもの」に限定します
- ▶ 独自の販路や高い生産技術を持つ企業をターゲットとすることで、速やかな産地形成を図ります



【将来性のある産地の拡大】

○マーケットインの発想で「生産の拡大」と「安定的な担い手の確保」に取り組もうとする産地を支援します。

- ▶ 「いいものを作れば売れる」という技術偏重の産地振興のあり方を、根本から見直します
- ▶ 1次加工、海外輸出、未利用資源の活用等、県内他産地のモデルとなるような成功事例を創出します



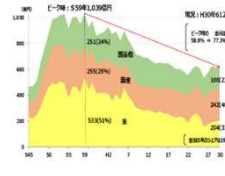
2. ものづくり

【水田園芸の推進】

○今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させます。
(県推進6品目※産出額20億円→60億円/年)

- ▶ 単なる品目振興ではなく、県のあらゆる農業施策を総動員して水田園芸の拡大を図ります
- ▶ これまで推進のネックとなっていたほ場の排水対策、労力確保、販路開拓に県が正面から取り組みます

■農業産出額の推移

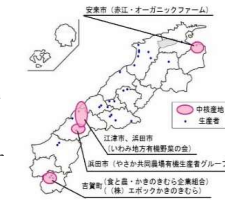


【有機農業の拡大】

○全国に誇る島根県の有機農業を更に推進し、産地を拡大します。
(有機JAS認証ほ場の割合 0.4%→1.0%)

- ▶ 総花的な推進ではなく、「有機JAS」を軸に産地形成や担い手確保を進めます
- ▶ 県外を含む多くの消費者にその価値が高く評価してもらえるよう、販売対策と物流対策を強化します

■県内の有機農業の中核産地



【美味しません認証を核としたGAPの推進】

○安定的な経営を実現するため、GAPの実践を県農業のスタンダードにします。
(主要品目の国際水準GAP取得割合 0.6%→50%)

- ▶ GAPは今後の農業経営にとって必須の取組であり、あらゆる担い手に実践を強く働きかけます
- ▶ その入り口として県独自のGAP認証(美味しません認証)を活用して、認証取得を丁寧にサポートします



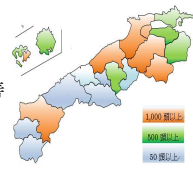
「美味しませんゴールド」しまねっこロゴマーク

【肉用牛生産の拡大】

○地域の特色を活かして、県内に古くから根付いている肉用牛生産を拡大します。
(子牛生産頭数 7,000頭→9,300頭/年)

- ▶ 子牛価格や肥育の出荷成績が伸び悩み状況を改善し、担い手の安定的な確保につなげます
- ▶ 放牧を活用した子牛づくりや、肥育農家と繁殖農家が連携した地域の特色ある肉用牛生産を進めます

■肉用牛の分布 (H31)



【持続可能な米づくりの確立】

○主食用米の更なる価格低下にも耐えられる徹底した低コスト生産を実現します。
(生産コスト 13,807円→9,600円/60kg)

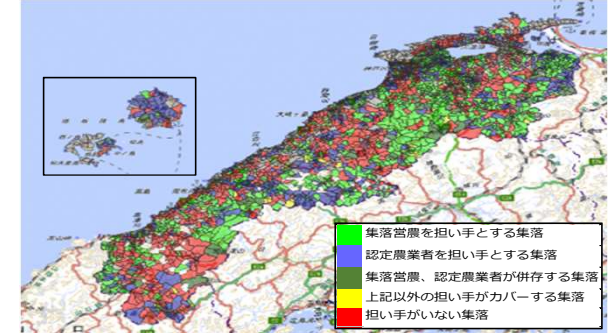
- ▶ 農地集積も進めつつ、主食用米生産に占める担い手シェアを伸ばしていきます
- ▶ 低コスト化では、特に畦畔管理の効率化、播種・育苗技術の改良、多収穫品種の導入を強力に進めます



リモコン除草機

3. 農村・地域づくり

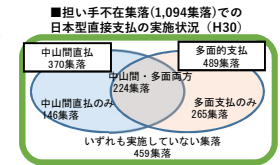
■集落の担い手の状況(H30)



【日本型直接支払制度の取組拡大】

○集落における営農維持の基礎となる日本型直接支払の推進を強化します。
(担い手不在集落における新規取組数 8集落→30集落/年)

- ▶ 中山間地域等直接支払については、近隣集落との広域連携などを進めながら取組の拡大を図ります
- ▶ 多面的機能支払については、中山間地域等直接支払を現在実施している集落等をターゲットに推進を強化します



【地域が必要とする多様な担い手の確保・育成】

○それぞれの地域が必要とする多様な担い手を確保・育成します。
(農業集落における担い手不在集落の解消 275集落(5年間))

- ▶ 定年を機に農業を始める方や、自らの経営と集落営農活動を組み合わせようという方など、多様な人材確保を支援します
- ▶ 担い手を確保しやすくするため、中山間地域の生産条件の悪い地域で小規模な基盤整備を進めます

■担い手による集落のカバー状況

集落区分	H21	H22	H30
認定農業者がカバーしている集落数	788	788	792
集落営農組織がカバーしている集落数	913	913	914
認定農業者と集落営農組織がカバーしている集落数	109	109	261
担い手不在集落数	1,275	▲181	1,094
合計	3,085	▲24	3,061

【鳥獣被害対策の推進】

○地域ぐるみで対策に取り組もうとする集落を支援し、被害を減少させます。
(意欲ある集落の被害額 5割以上減少(令和元年→令和6年))

- ▶ 鳥獣対策の主体は市町村という意識を払拭し、県自ら被害を減少させるために能動的に対策に取り組みます
- ▶ 中国山地のニホンジカのような新たな被害への対策、ジビエ活用に向けた連携体制の構築に取り組みます

■野生鳥獣による農林作物被害額の推移

